

令和7年度		図面 番号	
府中市公共下水道事業			
区 別	汚水管理設(7-20-1)工事		
種 別			
図 面 名 称	位 置 図		縮 尺
			1/2, 500
工事箇所	府中市 高木町 地内		
広島県府中市			



〔建設工事/最低制限価格〕

入札条件及び注意事項

1 入札方式

電子入札システム（以下「システム」という。）を使用して入札を行うこと。（事務取扱は、府中市電子入札実施要領（以下「要領」という。）による。）

ただし、要領第4条第2項の規定に該当する場合は、同条項の定めに従い承認を得て、書面による入札を行うことができる。

2 入札保証金

免除する。

3 契約保証金

（1）契約の保証を必要とする場合

契約保証金の額は、請負代金額の10分の1以上（低価格入札による請負契約の場合は請負代金額の10分の3以上）の額を契約時に納付すること。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

（2）契約の保証を必要としない場合

契約者が過去2年間に市、国又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認める場合は、予定価格が300万円未満の工事について免除する。

4 入札書の提出方法

（1）指定した入札書受付期間に電子入札システムを使用して3桁のくじ番号を記載した入札書を提出すること。

要領で定める手続により書面参加に変更した者は、指定した入札書受付期間に代表者印（届出済代理人の場合は受任者印）を押印し、3桁のくじ番号を記載（くじ番号の記載のない場合は「001」と記載されたものとする。）した入札書を、次の事項を記載した封筒に封入して監理課へ持参のうえ提出すること。

- ① 提出者の商号又は名称
- ② 入札書が在中している旨
- ③ 当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日

5 工事費内訳書

（1）原則として、すべての競争入札において入札時に工事費内訳書の提出を求める。

（2）工事費内訳書の提出を必要としない場合は、入札公告又は指名通知書によって周知する。

（3）内容及び様式

- ① 記載事項
 - ・ 入札者の商号又は名称
 - ・ 代表者名（支店の場合は支店長名等）
 - ・ 工事名
 - ・ 工事費の内訳

② 工事費の内訳の記載について

工事費の内訳は、配布した当該工事に係る仕様書の本工事費内訳書のうち、下記の項目に対応するものの単位、数量及び金額を表示したものとする。

(仕様書の本工事費内訳書に記載してもかまわない。)

<土木関係工事>

本工事費内訳書：費目、工種、種別

<建築・設備関係工事>

内訳書：名称及び摘要欄記載の工種

諸経費は項目ごと（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）に記載すること。

※ その他の工事で工事費内訳書を作成する場合は、原則として土木関係工事に準じて作成すること。

③ 様式

配布した当該工事に係る仕様書に準じて、原則A4判（縦、横自由）で作成し、入札書をシステムで提出する際、システムの機能により添付を行い提出すること。ただし、要領で定める手続きにより書面参加に変更した者は、必要事項を記入し代表者印を押印した内訳書を次の事項を記載した封筒に封入し、指定した入札書受付期間に監理課へ持参のうえ提出すること。

- ・ 商号又は名称
- ・ 内訳書が在中している旨
- ・ 当該入札に係る建設工事の名称及び開札日

(4) 提出を求めた工事費内訳書が次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

① 未提出であると認められる場合

- ・ 工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない。
- ・ 無関係な書類である。
- ・ 他の工事の工事費内訳書である。

② 記載すべき事項が欠けている場合

- ・ 内訳の記載がない。
- ・ ゼロ計上の項目がある。

③ 記載すべき事項に誤りがある場合

- ・ 対象工事名に誤りがある。
- ・ 提出業者名に誤りがある。
- ・ 工事費内訳書の合計金額と入札金額が一致していない。
- ・ 工事費内訳書の合計金額と各内訳の合計金額が一致していない。

6 落札者の決定方法

(1) 条件付一般競争入札

公告共通事項に記載の手続きによる。

(2) 通常型指名競争入札

開札の結果、落札となるべき同価格の入札した者が二人以上いるときは、これらの者のうち、電子入札システムの電子くじによるくじ引きによって選ばれた者を落札者とする。

7 落札価格

落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

8 契約の締結

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結するものとし、議会の議決が必要な場合には落札決定の通知を受けた日から5日以内に仮契約を締結し、議決後本契約を締結するものとする。(議会の議決が必要な契約は、予定価格が1億5千万円以上である。)

なお、仮契約を締結した後、本契約を締結するまでの間に府中市建設業者等指名除外要綱に規定する指名除外等の措置を受けたときは、仮契約を解除することができる。

9 設計図書等

(1) 監理課が指定する市ホームページからダウンロード、又は指定があるときは購入することができる。

購入する場合の代金は500円とし、電子媒体(CD-R等に保存されたもの)によるものとする。

10 設計図書に対する質問及び回答

(1) 条件付一般競争入札

入札公告に記載のとおり

(2) 通常型指名競争入札

質問書受付期間 指名の通知を行った日から3日間(市の休日を除く。)

質問回答期限 入札開始日の2日前(市の休日を除く。)

質問書提出方法 監理課に持参又はFAXにより提出 FAX (0847)46-1535

回答方法 市ホームページで閲覧

11 予定価格

(1) 予定価格は、事前公表とする。(予定価格事後公表試行案件は除く。)

① 条件付一般競争入札の場合 公告に記載のとおり

② 通常型指名競争入札の場合 指名通知書に記載のとおり

(2) 当該工事の予定価格を上回る入札を行った場合は失格となり、予定価格を事前に公表した場合には、指名除外の対象となる場合がある。

12 最低制限価格・調査基準価格

「最低制限価格」を設定している。

価格は、事後公表とする。

最低制限価格を下回る入札を行った場合は、失格とする。

13 各会計年度の支払限度額

設定していない。

14 前払金

予定価格が300万円以上の請負契約を対象とし、その前払額は、請負代金額の10分の4以内とする。

ただし、入札公告等で別に定めのあるものを除く。

15 中間前払金

請負代金額の10分の2以内とする。ただし、本市が中間前払金の支払条件を満たしていると認めたときに限る。

16 部分払

請負代金額が500万円以上の請負契約を対象とする。

17 入札辞退等

(1) 通常型指名競争入札において、入札を辞退しようとするときは、入札書受付締切予定日時までにシステムを利用して辞退届を提出すること。

(2) 通常型指名競争入札において、入札書受付締切予定日時までにシステムを利用して辞

退届を提出しなかった電子入札者は失格とする。

18 建設リサイクル法

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「法」という。）第9条第1項に規定する「対象建設工事」を請け負おうとする者は、落札決定通知の日から5日以内（市の休日を除く。）に、発注者（工事担当課）に対して、「法第12条第1項に基づく書面」を提出し、法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について説明した上で、発注者（監理課）に対して、「法第13条及び省令第4条に基づく書面」を提出しなければならない。

対象建設工事の落札者がこれらの書面をこの期間内に提出しない場合、契約を締結することができないものとし、落札者が落札しても契約を締結しないもの（契約締結拒否）として取扱う。

19 公正な入札の確保等

(1) 公正な入札の確保に努めるため、入札者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- ③ 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- ④ 入札者は、市が談合情報等による調査を行う場合には、これに協力しなければならない。

(2) 入札者が連合し、又は不穏の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、本市が入札談合に関する情報を入手した場合において、市の事情聴取等の結果

- ① 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、談合情報対応マニュアルに基づき、入札執行の延期若しくは取りやめ又は無効とする。
- ② 明らかに談合の事実があったと認定できないが、談合の疑いが払拭できない場合は、談合情報対応マニュアルに基づき、入札を無効とすることがある。

20 地場製品の活用

工事用資材等については、地場製品の積極的な活用に努めること。

21 下請契約について

(1) 社会保険等未加入対策について

- ① 受注者が、社会保険等未加入建設業者と一次下請契約することを原則禁止する。一次下請業者が社会保険未加入であることが判明した場合は、特別な事情がある場合を除き、受注者に対して次の措置を行う。

措 置	内 容
指名除外の措置	契約違反に該当し、1か月(最大4か月)の指名除外を行う。
工事成績評定点の減点	指名除外措置に伴い、13点(最大20点)の減点を行う。
建設業許可行政庁への通報	一次下請業者に対しては、許可行政庁へ通報する。

また、二次以降の下請業者については、社会保険等に未加入であることが判明した場合は、建設業許可行政庁へ通報する。

- ② 受注者は、社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインに基づき、下請企業の指導等に努めること。

- ③ 受注者は、下請企業との契約に当たっては、法定福利費を明示した標準見積書の活用等により、適正な法定福利費が確保されるよう努めること。
- (2) 当初工事請負代金額が300万円未満の建設工事（舗装工事、法面工事、建築一式工事を除く。）において、「主たる部分」の下請負を行わないこと。

建設工事の主たる部分とは、以下に掲げるもの以外のすべての部分を指し、当該「工事の主たる部分」に該当するか否かの判断は、工事担当課の長及び監督員が行うものとする。

- ① 建設工事が一式工事である場合における他の工事種別に該当する工事
- ② 建設工事が専門工事である場合における他の工事種別に該当する付帯工事
- ③ 仮設工に該当する工事
- ④ 準備工に該当する工事
- ⑤ 雑工に該当する工事
- ⑥ その他基礎的又は準備的工事に該当する工事

また、設計図書において、あらかじめ下請負を認めない部分を指定する場合がある。

あらかじめ指定された部分については、下請契約を締結することができない。

- (3) 市内業者へ発注する土木一式工事の施工に際して、工事の一部を下請させる場合は、以下に掲げるもの以外、原則市内に営業所を有する者に請負わせること。ただし、高度又は特殊な技術を要し技術的に対応できる業者が存在しない等の合理的な理由の届出がなされ承認する場合はこの限りでない。

【理由の届出の必要のない業種】

プレストコンクリート	法面処理	大工
左官	石	屋根
タイル	れんが	ブロック
鋼構造物	鋼橋上部	鉄筋
舗装	しゅんせつ	板金
ガラス	塗装	防水
内装仕上	機械器具設置	熱絶縁
電気通信	造園	さく井
建具	水道施設	消防施設
清掃施設		

- (4) 市外業者へ発注する工事について、下請負する場合には市内業者の積極的な活用に努めること。

2.2 その他

- (1) 入札にあたっては、府中市契約規則、府中市建設工事執行規則、関係法令等及び設計図書等の内容を承諾のうえ入札すること。
- (2) この工事の予算措置について議会の議決を得られなかったときは、この公告に基づく入札手続は中止し、その場合、本市は入札参加者の被った損害を賠償する責を負わない。
- (3) 提出された書面等は返却しないものとし、公正取引委員会及び警察に提出する場合があるとともに、府中市情報公開条例に基づく公開請求があった際には公開の対象となる場合がある。
- (4) 入札等に係る費用は、入札者の負担とする。
- (5) 「入札公告」と「入札条件及び注意事項」又は「仕様書共通事項」の記載に相違がある場合、「入札公告」を優先する。
- (6) 指名競争入札において、その入札が1であるときは無効とする。

入 札 条 件

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号。以下「法」という。）第９条第１項に規定する「対象建設工事」（下記《対象工事の定義》参照）を請け負おうとする者は、法第１２条第１項に基づき、法第１０条第１項第１号から第５号までに掲げる事項について記載した書面を交付して説明しなければならない。

また、請負契約の当事者は、法第１３条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（平成１４年国土交通省令第１７号。以下「省令」という。）第４条に基づき、①分別解体等の方法、②解体工事に要する費用、③再資源化等をするための施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用について、請負契約に係る書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならない。

このため、対象建設工事の落札者は、次の事項に留意し、落札決定通知の日から５日以内に、発注者（工事担当課）に対して、「法第１２条第１項に基づく書面」を提出し、法第１０条第１項第１号から第５号までに掲げる事項について説明した上で、発注者（契約担当課）に対して、「法第１３条及び省令第４条に基づく書面」を提出しなければならない。

対象建設工事の落札者がこれらの書面をこの期間内に提出しない場合、契約を締結することができないものとし、落札者が落札しても契約を締結しないもの（契約締結拒否）として取扱う。

なお、この場合、当該落札者は、契約保証の措置を行うために要する費用その他一切の費用について、発注者に請求できない。

- (1) 「法第１２条第１項に基づく書面」は、別紙様式（12 条関係様式）により作成すること。
- (2) 「法第１３条及び省令第４条に基づく書面」は、別紙（13 条関係様式）により作成すること。
- (3) 「法第１３条及び省令第４条に基づく書面」中の「解体工事に要する費用」及び「再資源化に要する費用」は直接工事費とすること。
- (4) 「法第１３条及び省令第４条に基づく書面」中の「再資源化に要する費用」は、特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用とし、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。

《対象建設工事の定義》

「対象建設工事」とは、次の（ア）に示す特定建設資材を使用した若しくは使用する予定又は特定建設資材の廃棄物が発生する（イ）の工事規模の建設工事をいう。

（ア）特定建設資材（１品目以上）

- ①コンクリート
- ②コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ③木材
- ④アスファルト・コンクリート

（イ）工事規模

工事の種類	規模の基準
建築物解体工事	床面積の合計 ８０㎡以上
建築物新築・増築工事	床面積の合計 ５００㎡以上
建築物修繕・模様替工事	請負代金の額 １億円以上
建築物以外の工作物工事	請負代金の額 ５００万円以上

（注）解体・増築の場合は、各々解体・増築部分に係る床面積をいう。

〔下水道工事〕（漁協）

仕様書共通事項

1 共通事項

- （１）本工事の施工にあたっては、広島県制定「土木工事共通仕様書」、国土交通省制定「土木工事共通仕様書」並びに「府中市下水道工事標準仕様書」に基づき実施すること。
- （２）「設計図書」、「共通仕様書」若しくは「仕様書特記事項」の記載に相違がある場合、又は「設計図書」に定めのない事項については、別途監督員と事前に協議し、その指示に従うこと。

2 工期の設定について（契約約款第３１条関係）

本工事の工期は、１４日を限度として検査期間を見込んでいますので、工期末の１４日前までに工事を完成し、監督員に工事完成届を提出すること。

3 請負代金内訳書及び工程表の提出について（契約約款第３条関係）

- （１）請負代金内訳書の提出について、入札時に工事費内訳書を提出した場合は、請負代金内訳書の提出について免除する。ただし、低価格入札等で調査が必要な場合は、別に詳細資料の提出を求める場合がある。
- （２）工程表の提出は、工事請負代金額３００万円以上の工事に係る契約については免除する。工事請負代金額３００万円未満の工事に係る契約については、監督員と協議し、監督員の承認を受けた場合は免除とする。

4 施工計画書の提出について

工事請負代金額が３００万円以上の工事を受注した場合は、工事着手に先立ち施工計画書を監督員に提出すること。

5 現場代理人及び主任技術者・監理技術者の届出等について（契約約款第１０条関係）

- （１）現場代理人及び主任技術者・監理技術者を定めて工事現場に置くときは、現場代理人及び主任技術者等指名（変更）届を契約締結後１４日以内に提出すること。
- （２）現場代理人及び主任技術者・監理技術者の配置については、「府中市発注工事における技術者等の適正配置について」によるものとする。

6 施工体制台帳の提出等について（契約約款第７条の２関係）

- （１）建設業法第２４条の７第１項の規定により施工体制台帳を作成したときは、その写しを監督員に提出すること。（提出された内容が変更された場合を含む。）
- （２）受注者は、施工体制台帳の記載事項を遵守し、工事の施工にあたること。
- （３）受注者は、建設業法施行規則第１４条の６により施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。

7 作業員名簿について

監督員への作業員名簿の提出は不要とする。

ただし、監督員が必要と認める場合は、現場において確認することがある。

8 「建設業退職金共済制度」に係る発注者用掛金収納書の提出について

工事請負代金額が300万円以上の工事を受注した場合は、金融機関が発行する掛金収納書を請負契約締結後1ヵ月以内に提出すること。なお、この期間内に収納書を提出できない場合は、あらかじめその理由及び証紙購入予定について申し出ること。

9 「工事実績データ」の作成について

受注者は、受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は本契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

なお、共通仮設費率に「CORINS登録にかかる費用」を見込んでいる。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」を工事打合せ簿により監督員に提出しなければならない。

10 建設工事の主たる部分について

建設工事の主たる部分の下請を禁止する工事について、あらかじめ「主たる部分」を指定する場合は、次に掲げるものとする。

主たる部分	
-------	--

記載のない場合は、当初工事請負代金額が300万円未満の建設工事（舗装工事、法面工事、建築一式工事を除く。）において、「主たる部分」の下請負を行わないこと。

建設工事の主たる部分とは、以下に掲げるもの以外のすべての部分を指し、当該「工事の主たる部分」に該当するか否かの判断は、工事担当課の長及び監督員が行うものとする。

- ① 建設工事が一式工事である場合における他の工事種別に該当する工事
- ② 建設工事が専門工事である場合における他の工事種別に該当する付帯工事
- ③ 仮設工に該当する工事
- ④ 準備工に該当する工事
- ⑤ 雑工に該当する工事
- ⑥ その他基礎的又は準備的工事に該当する工事

また、「設計図書」において、あらかじめ下請負を認めない部分を指定する場合がある。あらかじめ指定された部分については、下請契約を締結することができない。

11 その他

工事着手前に関係する漁業協同組合と協議を行い、必要な対応をとること。また、監督員にその内容を報告すること。

特 記 仕 様 書

1. 工事受注者は、本工事により発生する特定建設資材廃棄物（特定建設資材（アスファルト・コンクリート、コンクリート及び木材）が廃棄物になったものをいう。）について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号。以下「法」という。）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）を遵守し適正に処理しなければならない。
2. 工事受注者は、その請け負った建設工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事以外の部分を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対して、法第12条第2項に基づき、法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について、別紙告知書様式で告げなければならない。
3. 工事受注者は、工事着手前に、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を本工事の監督員に提出しなければならない。
4. 工事受注者は、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」に従い特定建設資材廃棄物が適正に処理されたことを確認し、工事完成時に、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を本工事の監督員に提出しなければならない。
5. 本工事で発生した建設資材廃棄物は、広島県（環境局）及び保健所設置政令市（広島市、呉市、福山市）が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設で処理すること。
但し、建設資材廃棄物が、破碎等（選別を含む）により有用物となった場合、その用途に応じて適切に処理するものとする。
※ 有用物：有価物たる性状を有するもの。有価物は客観的に利用用途に応じて適正な品質を有していなければならない。
6. 本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前記5. に掲げる施設のうち受入条件が合うものの中から、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。

別紙

- (1) 再生資源利用計画書（実施書）様式1・イ
- (2) 再生資源利用促進計画書（実施書）様式2・ロ
- (3) 告知書様式

府中市下水道工事標準仕様書

府中市役所建設部下水道課

平成 15 年 7 月改正

平成 21 年 1 月改正

平成 22 年 4 月改正

平成 23 年 8 月改正

平成 25 年 4 月改正

平成 28 年 4 月改正

平成 29 年 4 月改正

平成 31 年 4 月改正

目次

第1章 総則

- 1-1 適用範囲
- 1-2 用語の定義
- 1-3 法令の遵守
- 1-4 設計図書の照査
- 1-5 測量
- 1-6 官公庁への手続
- 1-7 地下埋設物等調査
- 1-8 事前調査
- 1-9 施工計画書
- 1-10 準備作業
- 1-11 現場体制
- 1-12 提出書類
- 1-13 施工管理
- 1-14 段階確認
- 1-15 工程管理
- 1-16 工事記録写真
- 1-17 事故処理
- 1-18 損傷処理
- 1-19 完成
- 1-20 完成図書等

第2章 材料

- 2-1 一般事項
- 2-2 発生材料
- 2-3 材料検査
- 2-4 材料の規格

第3章 仮設工

- 3-1 一般事項
- 3-2 機械・器具
- 3-3 山留工
- 3-4 覆工
- 3-5 仮締切工
- 3-6 水替工
- 3-7 仮通路

第4章 管布設工及び築造工

- 4-1 掘削
- 4-2 埋戻
- 4-3 建設発生土処分
- 4-4 法面の保護
- 4-5 在来水路の清掃
- 4-6 遣り方
- 4-7 基礎工
- 4-8 遠心力鉄筋コンクリート管の布設
- 4-9 硬質塩化ビニル管・強化プラスチック複合管・リブ付硬質塩化ビニル管の布設
- 4-10 支管取付
- 4-11 管の切断及び穿孔
- 4-12 人孔・柵等の築造
- 4-13 公共柵・取付管工事
- 4-14 漏水防止工
- 4-15 コンクリート工・鉄筋コンクリート工
- 4-16 型枠工
- 4-17 舗装工

第 5 章 安全管理

5-1 一般事項

5-2 労働災害防止

5-3 公衆災害防止

5-4 物件損害の防止

5-5 その他

第1章 総則

1-1 適用範囲

1. この仕様書は、府中市（以下「本市」という。）の下水道工事に適用する。
2. 図面及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

1-2 用語の定義

監督員・指示・承諾・協議とは、次の定義による。

- (1) 監督員とは、府中市建設工事執行規則第7条による職員をいう。
- (2) 指示とは、発注者側の発議により監督員が請負者に対し、監督員の所掌事務に関する方針・基準・計画などを示し実施させることをいう。
- (3) 承諾とは、請負者側の発議により請負者が監督員に通知し、監督員が了解することをいう。
- (4) 協議とは、監督員と請負者が対等の立場で、合議することをいう。

1-3 法令等の遵守

請負者は、工事を施工するに当たり、下記に掲げる工事に関する各種法律及びその他の関係法令・条例・規則等を遵守すること。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）
- (3) 道路法（昭和27年法律第180号）
- (4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- (5) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (6) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）
- (7) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (8) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (9) 公害対策基本法（昭和42年法律第132号）
- (10) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）

- (11) 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- (12) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- (13) 市街地土木工事公衆災害防止対策要綱（昭和 39 年建設計発第 57 号）
- (14) 広島県公害防止条例（昭和 46 年県条例第 46 号）
- (15) 府中市建設工事執行規則（平成 11 年規則第 12 号）
- (16) 広島県土木工事共通仕様書
- (17) その他関係法令及び条例・規則

1-4 設計図書の照査

請負者は、契約後速やかに本市が交付した設計図書の照査を行い、その結果を監督員に報告すること。

1-5 測量

1. 請負者は、契約後速やかに工事に必要な測量を実施し、地盤高・用地境界等を確認すると共に仮 BM・用地境界杭等、必要な施設を仮設置すること。
2. 設置した仮 BM・用地境界杭等は、位置・高さ等に変動または、損傷を及ぼさない様適切な保護をすること。
3. 既存の用地境界杭等は、原則として撤去しないこと。

工事施工上やむを得ず一時撤去するときは、事前に関係者の了解を得ると共に、オフセット・写真等で原状を確認しておき、その復旧は、関係者の立会のもとに原状回復すること。

1-6 官公庁への手続き

1. 工事執行のため必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは、原則として請負者において迅速に処理しなければならない。
2. 関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けた時は、遅滞なくその旨を監督員に申し出て協議するものとする。

1-7 地下埋設物等調査

1. 本工事施工に際し、地下埋設物及び架線等を事前に充分調査して支障を与えないこと。

なお、支障移転の必要がある場合は、監督員と協議の上指示に従うこと。

2. 請負者は、契約後速やかに工事施工個所の試掘等を行い、地下埋設物及び架線等を確認し、報告書を作成して監督員に提出すること。
3. 試掘個所及びその他の詳細については、あらかじめ監督員と協議すること。
4. 水道の給水管が支障となる場合、本工事で支障移転を行うこと。水道の給水管で鉛管が出た場合、本管の分岐部から、第一止水栓まで塩ビ管で布設替えをすること。

給水管の施工は府中市水道指定給水装置工事事業者とすること。

また水道の本管が支障となり補償工事で別途発注が出来ない場合、本工事で支障移転を行うこと。施工は府中市内において緊急修理の実績を有する業者とすること。

施工にあたっては監督員と協議の上指示に従うこと。また監督員が指示する写真、図面、出来高数量表等を作成し提出すること。

1-8 事前調査

1. 請負者は、工事着手に先立ち周辺の家屋及びこれらに付随する工作物を事前に調査し、これに損傷を与えないこと。
2. 前項の調査に関する詳細については、「府中市下水道工事家屋及び工作物調査要領」によること。

1-9 施工計画書

1. 請負者は、工事着手に先立ち「施工計画書」を提出し監督員の承諾を得ること。
2. 施工方法等の決定に当たっては、工事の安全かつ円滑な施工の確保と公害防に留意すること。
3. 施工計画書を定めるに当たっては、施工現場の地質状況・埋設物の位置・その規模・交通状況及び家屋の密集度等、現場の施工環境に充分留意すること。
4. 施工計画書の内容について、監督員が「再検討」を指示した場合は、その内容に

ついて検討の上提出すること。

5. 請負者は、監督員に提出した施工計画書に従って工事を施工すること。
6. 施工計画書は、一括して提出すること。ただし、やむを得ない理由により監督員の承諾を得た場合は、これを分割にして提出することが出来る。
7. 施工計画書の内容を変更するときは、当該事項の施工前に監督員に申し出て、改めて変更した施工計画書を提出すること。

1-10 準備作業

1. 前記 1-4～1-9 に規定する準備作業は、契約後速やかに完了する様努めること。
2. 請負者は、準備作業に関し監督員に中間報告及び完了報告を行うこと。
 - (1) 測量結果
 - (2) 官公庁への手続き
 - (3) 地下埋設物等調査
 - (4) 家屋及び工作物調査
 - (5) 施工計画書
 - (6) その他監督員が必要と認めたもの
3. 前項の報告は、「打ち合わせ簿」により行うこと。

1-11 現場体制

1. 請負者は、下記の者を現場に常駐させ所定の業務に従事させること。
 - (1) 現場代理人
 - (2) 主任技術者
 - (3) 安全管理者
 - (4) 地下埋設物保安責任者
 - (5) 渉外責任者
 - (6) その他必要に応じ各種法令等による責任者
2. 前項の責任者を定めた場合は、工事着手前に本市へ届けること。
3. 主任技術者は、下水道法第 22 条と同等の資格を有する者でなければ成らない。

1-12 提出書類

監督員が提出するよう指示した書類は、指定した期日までに提出し、提出した書類の内容を変更する必要がある時は、直ちに変更届けを提出すること。

1-13 施工管理

1. 請負者は、工事の出来形及び品質が設計書に適合する様「府中市下水道工事施工管理基準」により施工管理を行うこと。
2. 監督員が工事の出来形及び品質を確認する為、必要な資料の提出を求めたときは、速やかに当該資料を提出すること。
3. 工事は、施工計画書に定められた順序に従って施工するものとし、次の工程に進む場合は、必ず前の工程を完了させ、その点検を行うこと。
4. 築造物は、それぞれの工程が完了するごとに監督員の確認を受けること。

1-14 段階確認

段階確認は、広島県制定「土木工事共通仕様書」に掲げられたもののほか、以下に基づいて行うものとする。

種別	細別	確認時期	確認事項
管渠工	管布設工	管布設時	管天高

1-15 工程管理

1. 請負者は、あらかじめ監督員と協議して実施工程表を作成し提出すること。
2. 工程管理は、前項の実施工程により適正に行い、週初めにその週の工程内容を監督に報告すること。
3. 施工時期を指定した個所の存する工事は、その施工についてあらかじめ監督員と協議し、その時期までに施工するよう努めること。
4. 工事実施の都合上、祝・祭・休日又は、夜間に作業を行う必要がある場合は、あらかじめその理由を監督員に通知すること。ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。

5. 工程と実績に差が出た場合は、必要な措置を講じて工事の円滑な進行をはかること。

1-16 工事記録写真

1. 請負者は、「広島県土木工事共通仕様書」に従って工事記録写真を撮影すること。
2. 前項の工事記録写真は、工事完了後工程・工種順に編集し、写真帳に整理して監督員に提出すること。

1-17 事故処理

1. 工事中に事故が発生したときは、速やかに関係機関に連絡すると共に所要の処置を講ずること。
2. 前項の通報後、請負者は事故発生の原因・経過及び事故による被害内容を調査の上、その結果を監督員へ報告すること。

1-18 損傷処理

1. 第三者の家屋及びその工作物が、工事の影響によって損傷等生じた時は、速やかにその概要を監督員に報告すると共に、その程度が日常生活又は営業等に著しい支障を与えているときは、速やかに復旧措置を講じてその支障を取り除くこと。
2. 復旧措置を講じたときは、速やかに監督員にその内容を報告すること。
3. 復旧措置の実施に当たっては、必要により監督員も立ち会うことがある。

1-19 完成

1. 工事の完成に際しては、現場内の不要な材料及び仮設物を撤去すると共に完成検査に備えて築造物を清掃すること。
2. 工事完了後は、速やかに「完成届」を作成し、監理課に提出すること。

1-20 完成図書等

請負者は、工事完了後速やかに次の書類を監督員に提出すること。

- (1) 工事日報
- (2) 実施工程表
- (3) 工事記録写真
- (4) 各種データー類等
- (5) 出来形管理図
 - ① 出来形管理図表
 - ② 出来形展開図
- (6) 完成図
 - ① 平面図、横断図、縦断図、構造図
 - ② 本管布設図及び取付管分岐図
 - ③ 取付管詳細図
 - ④ 公共柵設置台帳
- (7) 使用資材等集計表
 - ① 主要資材一覧表
 - ② 取付管・公共柵集計表
 - ③ 使用資材集計表（砕石、アスファルト、コンクリート）
 - ④ 建設廃棄物搬出集計表
 - ⑤ 交通誘導員使用実績集計表
- (8) その他監督員の指示したもの

第2章 材料

2-1 一般事項

1. 工事に使用する材料は、図面又は特記仕様書に品質規格を特に明示した場合を除きこの仕様によること。
2. 第1項に規定されたものを除き、日本工業規格（JIS）又は日本農業規格（JAS）日本下水道協会規格（JSWAS）に規定されている材料はこれによること。
3. 第2項に規定する以外の材料を使用する場合は、あらかじめその製作図・計算書・組立図（以下「承諾図」という。）を監督員に提出して承諾を得ること。

2-2 発生材料

1. 工事施工に伴い生じた現場発生材料は、あらかじめ処分方法を指定した場合を除き、監督員の指示に従って運搬・保管及び処分をすること。

2-3 材料検査

1. 工事用材料は、請負者の責任において検査を行うと共に、JIS 及び特記仕様書の指示により所定の検査を受け、これに合格したものを使用すること。
2. 前項の検査に合格した材料で、使用時になって損傷又は変質したものは、新品と取替えて再度検査を受けること。
3. 請負者（又はその代理人）は、前2項の検査に立ち会うこと。
4. 検査員が行う検査の場合は、事前に次の書類を提出すること。
 - (1) 材料検査願
 - (2) 製作要領書
 - (3) 承諾図又は規格図書
 - (4) 構造計算書（ただし、JIS 等の規格品は省略することが出来る。）
 - (5) 製造業者の社内検査結果
 - (6) 請負者の立会検査試験成績表

2-4 材料の規格

1. 材料の規格は、次表のとおりとする。

(1)

品 名	規 格	仕 様
鉄筋コンクリート	JIS-A5303 JIS-A5322 JIS-A5332	
人孔鉄蓋		本市下水道工事規格
セメント	JIS-R5210	普通、早強ポルトランドセメント使用のこと
高炉セメント	JIS-R5211	A 種
ベントナイト		粒度 250 メッシュ程度でバラツキのないもの
レディミクストコンクリート	JIS-A5308	広島県共通仕様書による。
コンクリート		
人孔側壁	JIS-A-5317	
硬質塩化ビニル管	JSWASK-1	
強化プラスチック複合管		
下水道用リブ付硬質塩化ビニル管	JSWASK-13	
鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS-G3112	普通丸鋼は、本規格相当品によること。 (規格証明書又は試験報告書を提出)
焼なまし鉄線	JIS-G3532	鉄筋緊結用 径 0.9
足掛金物	JIS-G5502	
木材	JAS	木杭はヒビ割れ、虫害等の欠陥のない生丸太の樹皮を完全に除いたもので、径は末口まで一様に変化し、中心線は杭外に出ないこと。 角落し剤は、乾燥した優良品で前面飽削

		仕上げとし防腐材を塗布すること。
軽量鋼矢板	SS-41	
鋼矢板	JIS-A5528	鋼矢板の材質は、鋼管以外は２種とする。

(2) 人孔蓋及び柵蓋は、原則として１工事１社製品を使用すること。

2. 埋戻し工

(1) 埋戻土（発生土及び購入土）は、監督員の承諾を得ること。

(2) 下記のものは、埋戻しに使用してはならない。

①自然含水比が液性限界より高いもの

②腐食物を含んだ土

③粘性土

④大きいレキ

⑤舗装取壊しガラ

⑥その他監督員が不相当と認めたもの

(3) 埋戻土は良質土を使用すること。

※品質管理基準及び規格値

試験項目	試験基準	適用
土の締固試験	当初及び土質の変化したとき	広島県土木工事共通仕様書

第3章 仮設工

3-1 一般事項

1. 工事用仮設物は、設計図書に定めるものを除き、すべて、請負者の責任において定めること。
2. 前項の仮設物は、現場の状況及び構造物の種類に応じて適切なものを選定すること。
3. 工事用仮設物は、そのすべてをあらかじめ施工計画書に示すと共に応力計算書を添付すること。
4. 仮設構造物は、特に接続部、交差部及び支承部が弱点とならないよう、堅固かつ入念に施工すること。
5. 仮設構造物は、常に十分な機能が発揮できるよう常時点検すると共に修理・補強等を必要とする場合は、遅滞なく行うこと。

3-2 機械・器具

1. 工事用機械・器具及び車両等は、各工事に適合するものを使用すること。
2. 前項の器具等について監督員が不適当と認めたものは、その指示により速やかに替えること。

3-3 山留工

1. 山留工に使用する材料は、割れ、腐れ、著しい断面欠損、曲り等構造耐力上欠点のないものを使用すること。
2. 山留工は、土質・地下水・環境条件等を十分に考慮して堅固に築造し、施工中は、常時良好な状態を保つよう十分点検すること。
3. 工事上不要となった山留め工は、直ちに取払い、その跡は砂等で十分充填して原形に復旧すること。
4. 山留工は、作用する土圧及び降雨等による条件の悪化に十分耐える構造とすること。

5. 支保工は、掘削後直ちに設置し、山留材と地山との間隙が生じないように入念に施工すること。
6. 切梁は、座屈に十分耐えるものを使用し、施工中に緩みが生じて落下することのないよう固定すること。なお、切梁は、腹起こしからくる土圧以外の荷重をかけないこと。
7. 鋼矢板の溶接を行う場合は、モーメントの大きい位置を避け、かつ溶接位置が集中しないようそれぞれの高さを変えること。
8. 杭・矢板等を打ち込む場合は、あらかじめ布掘りを行って埋設物を十分確認し、安全な位置に速やかに打ち込むと共にその根入れは、十分安全な長さをとること。
9. 杭・矢板等の打込み、引抜きに当たっては、周囲の環境を考慮し騒音・振動の防止について必要な対策を講ずること。
10. 切梁の撤去盛替えは、切梁以下の埋戻土が十分突き固められた段階で行い、矢板に無理な応力・移動が生じないようにすること。
11. 杭・矢板の引抜きに際しては、埋設物に影響を与えないよう注意し、引抜き跡は空隙を砂等で完全に充填して棒状バイブレーター等で十分突き固めること。

3-4 覆工

1. 覆工施設に用いる材料は、作用する荷重及び主要材料の許容応力度を考慮し、かつ現場に適したものであること。
2. 覆工板表面は、路面交通の安全確保と騒音防止のため、滑り止めを施すこと。
3. 覆工板は、荷重に十分耐え、かつ跳ね上がり・ゆるみ等のないよう設置すると共に、覆工板の間には間隙を生じさせないこと。
4. 覆工板と舗装面との接続部には段差を生じさせないこと。やむを得ず段差が生じる場合は、歩行者及び車両に支障を与えないよう縦及び横断方向ともにアスファルト混合物によるすりつけを行うこと。
5. 管渠工事において覆工部に地下への出入り口を設ける場合は、原則として作業帯の中に設けること。
6. 地下への出入り口の周囲には、照明を設けると共に高さ 1.2m 以上の固定した囲

いをし、出入り時以外は、施錠して閉じておくこと。

3-5 仮締切工

1. 仮締切は、流水に支障を与えないように築造すること。
2. 工事上不必要となった仮締切は、直ちに取払い原形に復旧して監督員の確認を受けること。

3-6 水替工

1. 水替えは、溝堀及び釜場等現場に適した施設・方法により充分に行い、排水は路面に放流することなく、除砂柵を設けて付近の水路に放流すると共に、常時その清掃に留意すること。
2. 排水設備は、湧水等を速やかに排水できるよう能力を有するものとし、不測の出水に対応できるよう予備のものを用意すること。

3-7 仮通路

1. 官公庁・学校・病院・工場等の出入り口その他監督員の指示する箇所及び一般家屋に接して掘削する箇所には、交通に対して安全な構造と幅員を有する仮橋通路又は仮柵を設けると共に必要に応じ交通安全要員を配置すること。

第4章 管布設工及び築造工事

4-1 掘削

1. 床付け面を、掘削の際、乱さないよう十分注意し、むらのない面に仕上げること。
2. 機械施工により掘削を行う場合は、掘過ぎないように注意し、床付け面以下を乱した場合は、バキューム等でそれを取り除き、砂利・コンクリート等で埋戻すこと。
3. 舗装取壊し工事の先行は、最大限1日分以内とする。
4. 構造物に接近して掘削する場合は、周辺地盤の緩み、沈下等の防止に注意して施工し、必要に応じて当該施設の管理者と協議の上防護措置を講ずること。

4-2 埋戻

1. 埋戻土は、指定された材料を用いること。
2. 埋戻は、必ず排水した後に施工し、水中埋戻は行わないこと。
3. 建込簡易土留による埋戻作業時の締固めは、土留を締固め厚分引抜いてから行うこととし、次の作業手順で行うこと。
埋戻し材の投入→敷均し→引抜き(締固め厚分)→締固め
4. 埋戻は、指定された埋戻用砂又は、良質土（指定していない場合は、掘削土のうち良好な土を転用）を使用し、一層の仕上がり厚を30cm以下（路床部分については20cm以下）となるようタンパ等で転圧すること。
5. 埋戻の際には、管渠その他の構造物に損傷を与え、又は管の移動が生じないように木杭などにより固定し砂（砕石ダスト・再生砂）を十分突き固め、中詰め後、これを撤去すること。
6. 埋戻後は、本復旧までの期間、常時埋戻路面の維持補修に努めること。
7. 埋戻路床仕上がり面は、均一な支持力が得られるよう施工すること。
8. 前項の支持力については、道路占用許可条件に基づく監督員の指示に従うこと。
9. 路床の支持力については、所要の試験を行い、その結果を監督員に報告すること。

※品質管理基準及び規格値

試験項目	試験基準	適 用
現場密度の測定	路体の場合 200mにつき 1 箇所又は 1 路線につき最低 2 箇所 路床の場合 100mにつき 1 箇所又は 1 路線につき最低 2 箇所	広島県土木工事共通仕様書 ※試験箇所数及び位置については、監督員と協議し指示に従うものとする。

4-3 建設発生土処分

1. 当該工事により発生する建設発生土は、公の関与する埋立地、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地（一時たい積を含む。）のいずれかに搬出するものとする。
2. 搬出先として、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計額が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地（一時たい積を含む。）を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。
3. 工事発注後に明らかとなったやむを得ない事情により上記指定により難しい場合は、発注者と元請業者が協議するものとする。

4-4 法面の保護

1. 法面に表面水又は、湧水があるときは、適切な処置をすること。
2. 工事中、法面は常時良好な状態を保つように、維持・管理に努めること。

4-5 在来水路の清掃

1. 在来水路に下水道管渠を築造する場合は、流下する土砂塵芥等を除去して、氾濫防止に努め、工事の施工に支障が生じないようにすること。

4-6 遣り方

1. 管渠を布設する場合は、あらかじめ遣り方定規を設置し、管は遣り方にならない正確に布設すること。
2. 遣り方は、10m 毎に 1 箇所以上、その他の構造物の場合は、その周囲の適当な位置にそれぞれ設けること。
3. 遣り方の位置・高さ等は正確に表示し、施工に当たっては、必ずその点検を行うこと。

4-7 基礎工

基礎工は、設計書に定めるところにより、管渠の不等沈下を生じさせないように入念に施工すること。

施工に使用する材料は、原則「再生砂」で計画しているが、現場状況等に応じて変更が必要な場合は、別途監督員と協議を行うものとする。

4-8 遠心力鉄筋コンクリート管の布設

1. ヒューム管は、亀裂などの損傷を与えない様に入念に保管、及び取扱うこと。
2. 布設は、1 本毎に遣り方に従って正確に据付、管の接合は押込機等を使用すること

4-9 硬質塩化ビニール管・強化プラスチック複合管・リブ付硬質塩化ビニール管の布設

1. 本管は、変形を生じさせないよう直射日光・高積みなどをしない様十分考慮すること。
2. 埋設は、サンドクッションとし、石・まくら木及び胴木などの固定物が直接管に触れないように埋戻すこと。
3. 布設は、1 本毎に遣り方に従い正確に据付、管の接合は、専用機械を使用すること。

4-10 支管取付

1. 支管取付は、管の取付部を丁寧に穿孔して確実に取付、漏水・強度不足等のないよう完全に仕上げること。
2. 近接して支管を取付ける場合は、本管軸方向に心間距離を 70cm 以上とすること。

4-11 管の切断及び穿孔

1. 管の切断又は、穿孔する場合は、管体にクラックを生じさせないように注意し、切口又は穿孔部を所定の寸法に正確に仕上げること。
2. 管の穿孔は、必ず専用機械（ホルソー）を使用すること。

4-12 人孔・桝等の築造

1. 口環・縁塊等は路面に合わせて据付けること。
2. 人孔内のインバートの仕上げは、モルタルを用いて金コテで丁寧に仕上げること。

4-13 最終桝・取付管工事

1. 最終桝の位置は、排水設備の現況・将来の宅地利用計画を聞き取り、受益者が最終桝（公共桝）の位置を早期に決定できるよう協力すること。
2. 最終桝の深さは、宅地の利用状況を十分調査し、本市の定める排水設備の勾配が取れるようにすること。
3. 最終桝及び桝蓋は、市規格品を、最終桝確認申請書により所定の位置に設置すること。
4. 取付管布設にあたっては、適当な勾配（1%以上）を保ち通りよく布設すること。

4-14 漏水防止工

人孔と本管及び斜壁等の接合部分には特殊接合剤を使用し、かつゴム輪受口等の接合部分が、不等沈下により漏水しないよう処置を講ずること。

4-15 コンクリート工・鉄筋コンクリート工

1. コンクリート工・鉄筋コンクリート工は、『広島県土木工事共通仕様書』『コンク

リート標準示方書』（土木学会）により施工すること。

2. レディミクストコンクリートは、JIS マーク表示許可工場でかつコンクリート主任技師の資格を有する技術者がいる工場から購入すること。
3. 組立てた鉄筋は、コンクリート打込み前に監督員の検査を受けること。

4-16 型枠工

1. 型枠及び支保工は、コンクリート部材の位置及び形状並びに寸法が正確に確保されるものでなければならない。
2. 鋼製型枠は、JIS8652（金属パネル）の規定に基づいて製作、使用すること。
3. 重要な構造物又は、監督員の指示する型枠については、組立計画書を、作成し監督員と協議すること。
4. コンクリート打込み前及び、打込み中は、常に支保材が良好な状態に保たれるよう点検すること。
5. 型枠及び支保工は、打込んだコンクリートがその自重及び施工中に加わる荷重に耐える強度に達するまで取り外さないこと。

なお、監督員の指示する構造物については、その型枠及び支保工の取り外し時期を監督員と協議して定める。

4-17 舗装工

1. 舗装工事の施工は、次の要領による。
 - (1) アスファルト舗装要綱 (日本道路協会)
 - (2) セメントコンクリート舗装要綱 (日本道路協会)
 - (3) 簡易舗装要綱 (日本道路協会)
2. 舗装の品質及び出来形の規格値は、『広島県土木工事共通仕様書』による。
3. 仮舗装については、工事完了後から本復旧までの間、維持管理すること。

第5章 安全管理

5-1 一般事項

1. 請負者は、労働災害・公衆災害及び物件損害等の未然防止に努め、『労働安全衛生法』の定めるところに従って、その防止に必要な措置を十分に講じること。
2. 工事が、他の工事と競合又は隣接する場合は、相互に強調を図り安全管理に万全を期すこと。
3. 工事中は、気象予報に十分注意を払い豪雨、出水等が発生した場合は、ただちに対処できるようにしておくこと。
4. 火薬類・劇物類・ガソリン・ガスボンベ等の危険物を取扱い又は、保管する場合は、関係法令に定める危険物取扱主任の指示に従い適切に行うこと。
5. 工事中は、交通及び流水等を阻害し、又は一般公衆に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。
6. 工事用資機材・残材・発生材等は、交通及び保安上の障害とならないよう使用又は発生都度、整理又は現場外へ搬出処分して、作業現場を常に整理・整頓しておくこと。

5-2 労働災害防止

1. 現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具及びその他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
2. 作業に従事する者（重機のオペレーターも含む）に対しては、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業者の安全意識の向上を図ること。
3. 『厚生労働省令』で定められる危険作業に係る業務に従事する者に対しては、従事する作業に必要な事項について教育を行うこと。
4. 既設人孔・その他の地下構造物に出入りする場合は、有毒ガス・酸素欠乏空気等の有無を事前に調査し、事故の防止に必要な措置を講じること。

5-3 公衆災害防止

1. 工事中は、常時工事現場周辺の居住者及び通行人の安全及び交通・流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分に講じること。
2. 工事に伴う交通処理及び保安対策は、この仕様書の定めるところによるほか、関係官公庁の支持に従い、適切に行うこと。
3. 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関等と十分に協議して定め、それを誠実に実行すると共に、協議結果を監督員に書面により報告すること。
4. 工事現場には、『広島県土木工事共通仕様書の保安施設基準』に定める保安施設及び工事標識を設けるとともに、夜間には、照明及び保安灯を点じて、通行人及び車両交通等に対する保安に努めること。
5. 工事区間内に車両又は歩行者の通行があるときは、必ず交通整理員を配置してこれらの誘導・整理を行うこと。
6. 現場内は、夜間の作業を行わないときでも、安全管理のため照明を施すこと。
7. 片側通行等交通規制をして工事を施工する場合は、適切に交通誘導員を配置すると共に、交通誘導員は、赤・白旗で一般公衆が分かるように誘導すること。

5-4 物件損害の防止

1. 工事現場及びその周辺の地上地下工作物・樹木・井戸等については、工事中これらに損失を与え、又は機能を阻害しないようあらかじめ調査をし、管理者若しくは所有者と防護等に付いて協議の上、必要な措置を講ずること。
2. 工事中前項の施設等に、異常又は損傷が認められた場合は、直ちに応急措置を講ずると共に、施設等の管理者若しくは所有者及び監督員に連絡してその復旧に努めること。
3. 工事中に埋設物等の損壊に伴う爆発・火災・水害等の二次災害が発生したときは、直ちに応急措置を講ずると共に、関係機関等（官公庁及び企業）及び本市へ通報の上、関係機関等の指示に従って拡大防止に努めること。

5-5 その他

1. 工事に伴い、交通禁止又は制限を必要とする場合は、関係官公庁の許可を得て、その許可条件及び本市監督員の指示に従い必要な箇所に標識等を行うこと。
2. 土砂・工事用資材等の搬送計画・通行道路の選定その他車両の運行に係る交通安全対策については、『土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法』（昭和 42 年法律第 131 号）及び『車両制限令』（昭和 36 年精励代 265 号）を遵守すると共に、関係機関と協議して、必要な具体的事項を定め、監督員に提出の上これを誠実に履行すること。特に土砂、工事用資材等の搬送又は受入に当たっては『さしわく』等による荷重超過のないよう十分留意すること。

3. 建設廃材等の産業廃棄物の処理

本工事により、発生する建設廃材等の産業廃棄物は、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』及び『建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律』に基づいて適正に処理すること。

府中市下水道工事施工管理基準

平成 28 年 8 月改正

1 施工計画

府中市下水道工事施工計画書作成要領に基づき作成し、監督員の承諾を受けた施工計画書により管理を行う。

2 工程管理

府中市施工計画書で提出した工程管理表により管理を行う。

3 品質管理

『広島県土木工事共通仕様書』により管理を行う。

4 出来形管理

『府中市下水道工事出来形管理基準』により管理を行う。

5 写真管理

『広島県土木工事共通仕様書』により管理を行う。

6 安全管理

『府中市下水道工事標準仕様書』及び『広島県土木工事共通仕様書』により管理を行う。

施 工 計 画 書 作 成 要 領 (案)

目的：設計図書に定められた構造物を下水道共通仕様書に基づき、所定の工期内に最小の費用で安全に施工する為の施工手段を生み出す事にある。

施工計画書

請負者は、工事実施に必要な施工計画書を事前に提出し、監督員と協議すること。

施工計画書の作成要項

1. 工事概要
2. 計画工程表
3. 現場組織
4. 安全管理
5. 指定機械
6. 主要船舶機械
7. 主要資材
8. 施工方法
9. 施工管理計画
10. 段階確認に関する事項
11. 緊急時の体制及び対応
12. 交通管理
13. 環境対策
14. 現場作業環境の整備
15. イメージアップの実施活動
16. 安全・訓練の活動計画
17. 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
18. その他

18-1 地域環境・土質・地下水の状況、測量結果報告

18-1-1 測量結果の報告

18-1-2 まず調査の報告

18-1-3 境界杭調査の報告

18-2 地下埋設物、地上構造物、家屋等の現況と影響・防護方法

18-2-1 家屋等の現況と影響

18-2-2 地下埋設物、地上構造物の調査及び防護方法

18-2-3 地盤沈下測定

工事箇所周辺及び家屋等影響されると予想される所に、沈下杭を設置し工事前 1 日 1 回、工事中 1 日 3 回、工事後 (2 週間まで) 1 日 1 回、沈下図を作成し報告すること。

18-3 試掘調査結果の報告と支障物件の状況

18-4 地元説明会

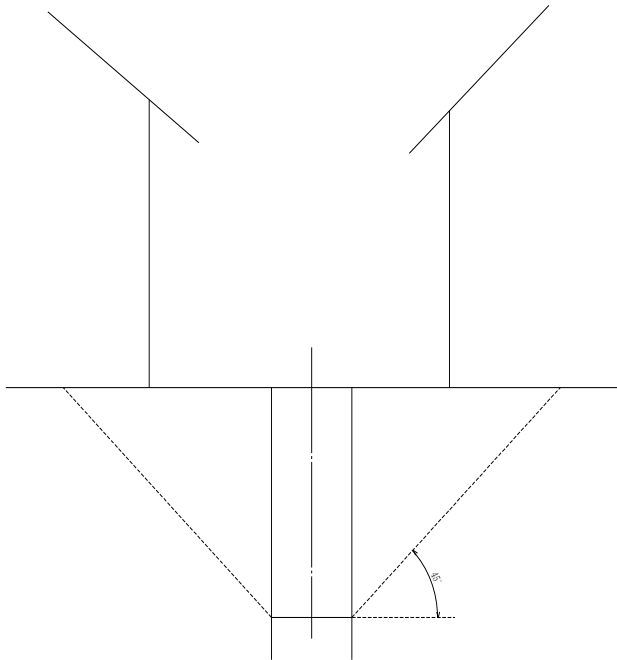
18-4-1 地元説明会の開催

18-4-2 工事施工について、地元住民との対応

府中市下水道工事家屋及び工作物調査要領

1. 調査範囲

根きり線より 45 度の範囲の家屋及び工作物。



2. 調査内容

(1) 外観調査

施工前後に、家屋及び工作物のクラック・隙間等の大きさが判るようスケールをあて前景及び部分の写真撮影をすること。

(2) 沈下測定

施工前後に、家屋及び工作物の基礎高をレベルであたり沈下の有無を測定する。

(3) その他の調査

事前に戸の開閉状態・雨漏りの有無等を出来るだけ記録すること。

3. 調査報告

(1) 図面

平面図・展開図等を作成し調査箇所及び、写真の位置がわかるよう記入すること

(2) 写真

破損状態・寸法がはっきりわかるよう撮影し、図面と写真が容易に対比できるように整理すること。

(3) 沈下測定結果

次表により整理すること。

測点	事 前 (m)	月/日	事 後 (m)	月/日	備 考

(4) 結果報告

上記データを整理報告すること。

府中市下水道工事出来形管理基準

	種 別	工 種	測定項目	規格値	測定基準	備 考
管渠工 人開削 V	管路土工	管路掘削	基準高(▽床付)	±30 mm	人孔間の中間点(注1) 及び両端部を測定	
			幅 (B)	-50 mm		
			深さ (H)	±30 mm		
		管路埋戻	基準高(▽埋戻天端)	±30 mm		
			幅 (B)	-50 mm		
	管布設工 (自然流下管)	管布設 (管布設完了時)	基準高(▽管天)	±4 mm	人孔間の中間点(注1) 及び両端部を測定	
			中心線の変位(水平)	±50 mm		
		管布設 (完了検査前)	基準高(▽管底)	±30 mm	人孔間の両端(管口) を測定	
			勾配	±20 %		
			人孔間延長(L)	-L/500 mm かつ-200mm	延長(L)は人孔間を 測定	
			総延長(L)	-200 mm		
	管布設工 (圧送管)	管布設 (管布設完了時)	基準高(▽管天)	±4 mm	施工延長40mごとに 1箇所の割合で測定	
			中心線の変位(水平)	±50 mm		
		管布設 (完了検査前)	基準高(▽管底)	±30 mm		
総延長(L)			-200 mm			
管基礎工	砂基礎	幅 (B)	-50 mm	人孔間の中間点(注1) 及び両端部を測定		
		厚 (H)	-30 mm			
マン ホー ル 工	組立マンホール工	組立マンホール工	基準高(▽流出管底)	±30 mm	1施工箇所ごとに測定	
			人孔天端高(▽)	±30 mm		
	小型マンホール工	小型マンホール工	基準高(▽マンホール底)	±30 mm	1施工箇所ごとに測定	
			人孔天端高(▽)	±30 mm		
取付 管及 び ます 工	ます設置工	公共ます	ます深(H)	±30 mm	1施工箇所ごとに測定	
	取付管布設工	取付管	延長(L)	-200 mm	1施工箇所ごとに測定	

(注1) 人孔間が20m以下のとき、中間点は1箇所。
人孔間が20mを超え40m以下のとき、中間点は2箇所。
人孔間が40mを超えるとき、中間点は3箇所。

特 記 仕 様 書

- 1 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお、運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき実施すること。
- 2 本工事で使用する情報共有システムは次とする。
広島県工事中情報共有システム（市町利用）
<http://www.hdobokuk.or.jp/koujijyouhoushisutemu2.html>
- 3 監督員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行い、利用料を支払うものとする。（システム利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれている。）
- 4 工事完成時については、提出する必要がある工事成果品を電子納品すること。また、電子納品が困難な場合は、受発注者間で工事関係書類一覧表により事前協議すること。
- 5 受注者は、監督員及びサービス提供者から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

施 工 条 件

本工事の施工にあたっての施工条件を下記に明示するので、受注者は、施工計画の作成時及び工事施工時においては、十分留意するものとする。

なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、施工条件が当初の段階で想定できず、工事実施期間中に発生した場合についても、契約変更の対象とする。

1) 安全対策関係

① 交通安全施設関係

本工事は、工事車両の出入、歩行者等の安全確保のため、作業時間中は交通整理員を配置するものとし、交通整理員（2名／日）合計 16 人を見込んでいる。

なお、現場状況及び関係機関との調整等により、これによりがたい場合には、監督員と別途協議すること。

(資格要件)

受注者は、交通誘導にあたっては、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置すること。

なお、公安委員会が認める交通誘導警備業務の指定路線区間内及び自動車専用道路において交通誘導警備業務を行う場合は、1 名以上の交通誘導警備検定合格者（1 級又は 2 級）を配置すること。

資格	資格要件
交通誘導警備検定合格者 (1 級及び 2 級)	・警備業法第 23 条の 1 に定める検定（交通誘導警備） に合格したもの
交通誘導に関し専門的な 知識及び技能を有する警 備員等	・警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法 第 2 条第 1 項第 2 号の警備業務）を受けているもの ・警備業法における指定講習を受講したもの

令和 7 年度

污水管埋設(7-20-1)工事

工 事 価 格

消 費 税 相 当 額

工 事 費 計

府中市 高木町

工 事 概 要

工事延長L=78.6m

管体延長(φ150)L=46.2m

1号組立マンホールN=1箇所

公共枿N=1箇所

取付管N=1箇所

舗装工 A=104m²

総括情報表

頁0 -0001

変更回数 適用単価地区 単価適用日	0 72 府中市 00-07.09.01(0)		凡例 Co …コンクリート As …アスファルト DT …ダンプトラック BH …バックホウ CC …クローラクレーン TC …トラッククレーン RTC…ラフテレーンクレーン
諸経費体系	1 公共(一般)		
	当世代	前世代	
工種 施工地域・工事場所区分 復興補正区分 週休補正区分 現場事務所等の貸与区分 I C T補正区分 冬期補正係数 緊急工事区分 前払金支出割合区分 契約保証区分	31 下水道工事 (2) 02 市街地(DID補正) 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 通常工事 0 % 00 補正無し 01 金銭的保証(0.04%)		
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。			

本工事費 内訳表

頁0 -0002

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
本工事費					X1000
管路施設(開削工法)					Y1101 レベル1
管きょ工(開削)	1	式			Y110101 レベル2
管路土工	1	式			Y11010101 レベル3
管路掘削	1	式			Y1101010101 レベル4
機械掘削工(バックホウ)	110	m3			SG1D0001002 00
管路埋戻	110	m3			単第0 -0001 表 Y1101010102 レベル4
機械投入埋戻工(バックホウ)	90	m3			SG1D0002003 00
発生土処理 自工区～仮置き場	90	m3			単第0 -0003 表 Y1101010103 レベル4
	100	m3			

本工事費 内訳表

頁0 -0003

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
発生土運搬工(4t積級,2t積級,機械積込み)	100	m3			SG1E0003002 00 単第0 -0005 表
埋戻土運搬 仮置き場～自工区	100	m3			Y1I01010104レベル4
積込(ルーズ) 土砂 小規模(標準)	100	m3			SPK25040007 00 単第0 -0007 表
土砂等運搬 小規模 土砂(岩塊・玉石混り土含む) DID区間有り 距離0.2km以下	100	m3			SPK25040002 00 単第0 -0008 表
発生土処理 自工区～処分場	5	m3			Y1I01010103レベル4
発生土運搬工(4t積級,2t積級,機械積込み)	5	m3			SG1E0003002 00 単第0 -0009 表
【直接工事費に含まれる処分費等】 「処分費等」の取扱いによる					#0041
残土等処分	5	m3			F0002 00 処分先：(株)ウツミ
管布設工	1	式			Y1I010102 レベル3

本工事費 内訳表

頁0 -0004

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
硬質塩化ビニル管 呼び径 150mm	46.2	m			Y1I01010203レベル4
硬質塩化ビニル管布設工 呼び径 150mm	46.2	m			SG1D0006001 00 単第0 -0010 表
継手類	2	箇所			Y1I01010212レベル4
マンホール用可とう継手 拡張バンドタイプ 塩ビ管径150mm	2	組			TH011040 00
マンホール削孔接続	1	箇所			Y1I01010213レベル4
マンホール削孔費 0・1号(I種) 塩ビ管用,径150用	1	個所			TH003128 00
管基礎工	1	式			Y1I010103 レベル3
砂基礎 再生砂	14	m3			Y1I01010301レベル4
砂基礎工(機械施工)	14	m3			SG1D0019002 00 単第0 -0011 表

本工事費 内訳表

頁0 -0005

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
再生砂					F0026 00
	18	m3			
管路土留工					Y1I010105 レベル3
	1	式			
たて込み簡易土留 H=3.0m					Y1I01010502 レベル4
	47	m			
建込工(両側分)					SG1D0032001 00
	47	m			単第0 -0012 表
引抜工(両側分)					SG1D0032002 00
	47	m			単第0 -0014 表
賃料修理費及び損耗費 たて込み簡易土留 H=3.0m					F0201 00
	1	式			
マンホール工					Y1I0102 レベル2
	1	式			
組立マンホール工					Y1I010202 レベル3
	1	式			
組立1号マンホール					Y1I01020202 レベル4
	1	箇所			

本工事費 内訳表

頁0 -0006

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
円形1号(内径900)Ⅰ種 斜壁 600×900×600	1	個			TH003068 00
円形1号(内径900)Ⅰ種 管取付け壁 900×1800	1	個			TH003094 00
円形1号(内径900)Ⅰ種 底版 H=130	1	個			TH003096 00
マンホール付属品 調整リング 600×50	1	個			TH003098 00
マンホール付属品 調整金具 調整高45mmまで	1	組			TH003106 00
底部工(組立式)(組立1号マンホール)	1	箇所			SG1D0053001 00 基礎碎石+インバート 単第0 -0015 表
底部工(組立式)(組立1号マンホール)	1	箇所			SG1D0053001 00 インバート 単第0 -0018 表
組立1号マンホール 1号(内径900mm) 深さ3m以下	1	箇所			SG1D0053002 00 単第0 -0019 表
人孔鉄蓋 Φ600 T-14 デザインマンホール	1	組			F0102 00

本工事費 内訳表

頁0 -0007

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
取付管およびます工					Y1I0104 レベル2
	1	式			
管路土工					Y1I010401 レベル3
	1	式			
管路掘削					Y1I01040101 レベル4
	4	m3			
機械掘削工(小型バックホウ)					SG1D0001001 00
	4	m3			単第0 -0020 表
管路埋戻					Y1I01040102 レベル4
	4	m3			
機械投入埋戻工(小型バックホウ)					SG1D0002002 00
	4	m3			単第0 -0022 表
ます設置工					Y1I010402 レベル3
	1	式			
ます(塩化ビニル製)					Y1I01040202 レベル4
	1	箇所			
ます設置工 (塩化ビニル製) ます径 200mm					SG1D0088004 00
	1	箇所			単第0 -0023 表

本工事費 内訳表

頁0 -0008

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
取付管布設工					Y1I010403 レベル3
	1	式			
取付管(硬質塩化ビニル管)					Y1I01040302レベル4
	1	式			
取付管布設および支管取付工 管径 150mm					SG1D0089002 00
	1	箇所			単第0 -0024 表
付帯工					Y1I0106 レベル2
	1	式			
舗装撤去工					Y1I010601 レベル3
	1	式			
舗装版切断					Y1I01060101レベル4
	3	m			
舗装版切断 アスファルト舗装版 アスファルト舗装版厚15cm以下					SPK25040307 00
	3	m			単第0 -0025 表
舗装版破碎					Y1I01060102レベル4
	100	m2			
舗装版破碎 アスファルト舗装版 障害等無し 舗装版厚15cm以下					SPK25040306 00
	100	m2			単第0 -0026 表

本工事費 内訳表

頁0 -0009

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
殻運搬処理					Y1I01060105レベル4
	3	m3			
殻運搬 舗装版破碎 DID区間有り 運搬距離3.5km以下(1.5km超)					SPK25040155 00
	3	m3			単第0 -0027 表
【直接工事費に含まれる処分費等】 「処分費等」の取扱いによる					#0041
受入費 アスファルト殻					F0007 00
	7	t			処分先：(株)ウツミ
舗装復旧工					Y1I010603 レベル3
	1	式			
不陸整正					Y1I01060301レベル4
	104	m2			
不陸整正 補足材料無し					SPK25040234 00
	104	m2			単第0 -0028 表
表層(歩道部)					Y1I01060309レベル4
	104	m2			
表層(歩道部) 平均幅員1.4m以上 1層当り平均仕上厚30mm					SPK25040247 00
	104	m2			単第0 -0029 表

本工事費 内訳表

頁0 -0010

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
全工種共通仮設					Y1J01 レベル1
	1	式			
仮設工					Y1J0101 レベル2
	1	式			
交通管理工					Y1J010121 レベル3
	1	式			
交通誘導警備員					Y1J01012101 レベル4
	16	人			
交通誘導警備員B					R0369 00
	16	人			
* * 直接工事費 * *					
#0020計=支給品等(材料),無償貸付					
運搬費					Z0004
運搬費					YZZ04 レベル2
	1	式			
運搬費					YZZ04001 レベル3
	1	式			

本工事費 内訳表

頁0 -0011

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
仮設材運搬費					YZZ04001004レベル4
	9.4	t			
仮設材等(鋼矢板,H鋼,覆工板,敷鉄板等)運搬 運搬距離 20km 製品長 12m以内					S1000007 00
	1	式			単第0 -0030 表
技術管理費					Z0006
技術管理費					YZZ06 レベル2
	1	式			
技術管理費					YZZ06001 レベル3
	1	式			
土質試験費					YZZ06001001レベル4
	1	式			
【設計経費】 共通仮設費[対象外]，現場管理費[対象外] 一般管理費[対象外]					#0048
環境庁告示第46号溶出試験 六価クロム溶出試験費 試験方法1					TH003912 00
	1	試料			
共通仮設費率分					Z0019

本工事費 内訳表

頁0 -0012

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
計算情報..... 対象額..... 率.....					
* * 共通仮設費計 * *					
* * 純工事費 * *					
現場管理費 計算情報..... 対象額..... 率.....					
* * 工事原価 * *					
一般管理費率分 計算情報..... 対象額..... 率.....					前払補正率...
契約保証費 計算情報..... 対象額..... 率.....					当初請対額 当初対象額
一般管理費計					
* * 工事価格 * *					

本工事費 内訳表

頁0 -0013

[illegible]

施工単価表

頁0 -0014

機械掘削工(バックホウ)

SG1D0001002

單第0 -0001 表

1 m3 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0015

機-01_バックホウ運転

SM0102020

單第0 -0002 表

113 標準型 排2

山積0.28m³(平積0.2m³)

時間 当り

[illegible]

施工単価表

機械投入埋戻工(バックホウ)

SG1D0002003

単第0 -0003 表

1 m3 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
土木一般世話役	2.5	人			
普通作業員	3.8	人			
機-01_バックホウ運転 113_標準型 排2 山積0.28m3(平積0.2m3)	7.6	時間			単第0-0002 表
タンバ締固め	100	m3			単第0-0004 表
諸雑費	1	式			
1m3当り(計/100m3)					
*** 単位当たり ***	1	m3			
A=1 山積0.28m3			C=6 材料別途		

施工単価表

頁0 -0017

タンパ締固め

SPK25040021

単第0 -0004 表

1

m3 当り

機械構成比: 1.17% 労務構成比: 97.16% 材料構成比: 1.67% 市場単価構成比: 0.00% 標準単価: 1,658.20000

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
<賃>タンパ(ランマ) 質量60～80kg	1.17%		タンパ及びランマ 質量60～80kg		KTPC00020 KTPT00020
特殊作業員	51.21%		特殊作業員		RTPC00001 RTPT00001
普通作業員	45.95%		普通作業員		RTPC00002 RTPT00002
ガソリン,レギュラー スタンド渡し,スタンド給油	1.67%		ガソリンレギュラースタンド		TTPC00014 TTPT00014
積算単価			積算単価		EP001
A=1 -(全ての費用)					

施工単価表

頁0 -0018

発生土運搬工(4t積級,2t積級,機械積込み)

SG1E0003002

單第0 -0005 表

1 m3 当り

[illegible]

施工単価表

ダンプトラック運転
011 オンロード ディーゼル

SM2203010

単第0 -0006 表

1

日 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
運転手(一般)	1.00	人			
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油	32.00	L			
ダンプトラック オンロード・ディーゼル 4t積級	1.29	供用日			
タイヤ損耗費 ダンプトラック 4 t (良)	1.29	供用日			
諸雑費	1	式			
*** 単位当たり ***	1	日			
A=1 011 オンロード ディーゼル C=1 運転労務数量(人/日) E=1.29 機械損料数量(供用日/日)			B=2 4t積級 D=32 燃料消費量(L/日) F=1 路面状況:良好		

施工単価表

積込(ルーズ)
土砂
機械構成比: 26.01% 労務構成比: 62.89% 材料構成比: 11.10% 市場単価構成比: 0.00%

SPK25040007
小規模(標準)

単第0 -0007 表
1
標準単価: 1,093.90000
m3 当り

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
バックホウ(クローラ型) 標準型・排2 山積0.28/平積0.2m3	26.01%		バックホウ(クローラ型) 標準型・排2 山積0.28/平積0.2m3		MTPC00062 MTPT00062
運転手(特殊)	62.89%		運転手(特殊)		RTPC00006 RTPT00006
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油	11.10%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001
A=1 土砂			B=4 小規模(標準)		

施工単価表

頁0 -0021

土砂等運搬
小規模 土砂(岩塊・玉石混り土含む)
機械構成比: 26.52% 労務構成比: 61.90% 材料構成比: 11.58% 市場単価構成比: 0.00%

SPK25040002
DID区間有り 距離0.2km以下

単第0 -0008 表
1
標準単価: 762.60000
m3 当り

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 4t積級 (タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)	26.52%		ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 4t積級 (タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)		MTPC00017T1 MTPT00017T1
運転手(一般)	61.90%		運転手(一般)		RTPC00007 RTPT00007
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油	11.58%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001
A=2 小規模 C=1 土砂(岩塊・玉石混り土含む) F=1 距離0.2km以下			B=5 バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3) D=2 DID区間有り		

施工単価表

頁0 -0022

発生土運搬工(4t積級,2t積級,機械積込み)

SG1E0003002

單第0 -0009 表

1 m3 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0023

硬質塩化ビニル管布設工

SG1D0006001

單第0 -0010 表

呼び径 150mm

1 m 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0024

砂基礎工(機械施工)

SG1D0019002

單第0 -0011 表

1 m3 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0025

建込工(両側分)

SG1D0032001

單第0 -0012 表

1 m 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
土木一般世話役	0.27	人			
特殊作業員	0.27	人			
普通作業員	0.54	人			
機-01_バックホウ運転 113 標準型 排2 山積0.28m3(平積0.2m3)	1.5	時間			単第0-0013 表
諸雑費	1	式			
1m当り(計/10m)					
*** 単位当たり ***	1	m			
A=4 掘削深 3.0m以下					

施工単価表

頁0 -0026

機-01_バックホウ運転

SM0102020

單第0 -0013 表

113 標準型 排2

山積0.28m³(平積0.2m³)

時間 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0027

引拔工(両側分)

SG1D0032002

單第0 -0014 表

1 m 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
土木一般世話役	0.16	人			
特殊作業員	0.16	人			
普通作業員	0.32	人			
<作>トラッククレーン(油圧伸縮ジブ型) 4.9t吊,オペレータ付	0.16	日			
諸雑費	1	式			
1m当り(計/10m)					
*** 単位当たり ***	1	m			
A=4 掘削深 3.0m以下					

施工単価表

頁0 -0028

底部工(組立式)(組立1号マンホール)

SG1D0053001

單第0 -0015 表

箇所 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0029

コンクリート

SPK25040157

単第0 -0016 表

無筋・鉄筋構造物 18-8-40BB

人力打設

1

m3 当り

機械構成比: 0.00% 労務構成比: 28.68% 材料構成比: 71.32% 市場単価構成比: 0.00% 標準単価: 30,615.00000

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
普通作業員	12.85%		普通作業員		RTPC00002 RTPT00002
特殊作業員	7.30%		特殊作業員		RTPC00001 RTPT00001
土木一般世話役	6.58%		土木一般世話役		RTPC00009 RTPT00009
その他(労務)			その他(労務)		ER009
レディーミクストコンクリート指定品 呼び強度18,スランプ8,粗骨材40 W/C(60%),種別(高炉)	71.32%		生コンクリート 高炉 24-12-25(20) W/C 55%		TTPCD0010 TTPT00343
積算単価			積算単価		E9999
A=1 無筋・鉄筋構造物 C=2 18-8-40BB H=2 現場内小運搬無し K=1 -(全ての費用)			B=3 人力打設 F=2 一般養生 J=2 小型車割増有		

施工単価表

頁0 -0030

モルタル上塗り(マンホール用)

SG1E0044003

單第0 -0017 表

m2 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0031

底部工(組立式)(組立1号マンホール)

SG1D0053001

單第0 -0018 表

インバート

箇所 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0032

組立1号マンホール

SG1D0053002

單第0 -0019 表

1号(内径900mm) 深さ3m以下

箇所 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0033

機械掘削工(小型バックホウ)

SG1D0001001

單第0 -0020 表

1 m3 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0034

機-18_小型バックホウ運転

SM1802010

單第0 -0021 表

113 標準型 排2

山積0.13m³(平積0.10m³)

目 当り

[illegible]

施工単価表

機械投入埋戻工(小型バックホウ)

SG1D0002002

単第0 -0022 表

1 m3 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
土木一般世話役	2.5	人			
普通作業員	3.8	人			
機-18_小型バックホウ運転 113_標準型 排2 山積0.13m3(平積0.10m3)	1.538	日			単第0-0021 表 100/65
タンバ締固め	100	m3			単第0-0004 表
諸雑費	1	式			
1m3当り(計/100m3)					
*** 単位当たり ***	1	m3			
A=2 山積0.13m3			B=6 材料別途		

施工単価表

頁0 -0036

まず設置工 (塩化ビニル製)

SG1D0088004

單第0 -0023 表

箇所 当り

まず径 200mm

[illegible]

施工単価表

頁0 -0037

取付管布設および支管取付工
管径 150 mm

SG1D0089002

單第0 -0024 表

箇所 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0038

舗装版切断

SPK25040307

単第0 -0025 表

アスファルト舗装版

アスファルト舗装版厚15cm以下

1 m 当り

機械構成比: 15.05%

労務構成比:

58.43%

材料構成比: 26.52%

市場単価構成比: 0.00%

標準単価:

700.44000

代表機材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
コンクリートカッター バキューム式(超低騒音型)・湿式 切削深20cm級ブレード径φ56cm	10.24%		コンクリートカッター バキューム式(超低騒音型)・湿式 切削深20cm級ブレード径φ56cm		MTPC00164 MTPT00164
その他(機械)			その他(機械)		EK009
特殊作業員	19.96%		特殊作業員		RTPC00001 RTPT00001
土木一般世話役	10.88%		土木一般世話役		RTPC00009 RTPT00009
普通作業員	8.92%		普通作業員		RTPC00002 RTPT00002
その他(労務)			その他(労務)		ER009
コンクリートカッターブレード 自走式切断機用 径45cm(18インチ)	22.39%		コンクリートカッターブレード 径18インチ		TTPC00394 TTPT00394
ガソリン,レギュラー スタンド渡し,スタンド給油	2.81%		ガソリンレギュラースタンド		TTPC00014 TTPT00014
その他(材料)			その他(材料)		EZ009

施工単価表

頁0 -0039

鋪裝版切断

SPK25040307

單第0 -0025 表

アスファルト舗装版

アスファルト舗装版厚15cm以下

1

m 当り

機械構成比: 15.05%

勞務構成比：

58.43%

材料構成比: 26.52%

市場単価構成比: 0.00%

標準単価：

700.44000

[illegible]

施工単価表

頁0 -0040

舗装版破碎
アスファルト舗装版
機械構成比: 12.85% 労務構成比: 81.24% 材料構成比: 5.91% 市場単価構成比: 0.00% 標準単価: 217.37000

SPK25040306 障害等無し 舗装版厚15cm以下

単第0 -0026 表 1 m2 当り

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
<賃>後方超小旋回バックハウ(クローラ型) 山積0.45m3(平積0.35m3) 排出ガス対策型(第1,2,3次基準値)低騒音	12.85%		バックハウ(クローラ型) [後方超小旋回型] 山積0.45m3(平積0.35m3)		KTPC00066 KTPT00066
土木一般世話役	29.54%		土木一般世話役		RTPC00009 RTPT00009
運転手(特殊)	27.52%		運転手(特殊)		RTPC00006 RTPT00006
普通作業員	24.18%		普通作業員		RTPC00002 RTPT00002
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油	5.91%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001
A=1 アスファルト舗装版 C=1 騒音振動対策不要 F=1 積込作業有り			B=1 障害等無し D=1 舗装版厚15cm以下 G=1 -(全ての費用)		

施工単価表

殻運搬
舗装版破碎
機械構成比: 44.05%

SPK25040155
DID区間有り 運搬距離3.5km以下(1.5km超)
労務構成比: 39.87%

単第0 -0027 表
材料構成比: 16.08%

市場単価構成比: 0.00%

1
標準単価: 2,385.00000

m3 当り

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 10t積級 (タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)	44.05%		ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 10t積級 (タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)		MTPC00018T1 MTPT00018T1
運転手(一般)	39.87%		運転手(一般)		RTPC00007 RTPT00007
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油	16.08%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001
A=3 舗装版破碎 C=2 DID区間有り E=1 -(全ての費用)			B=3 機械積込(騒音対策不要,舗装版厚15cm以下) D=15 運搬距離3.5km以下(1.5km超)		

施工単価表

頁0 -0042

不陸整正
補足材料無し

SPK25040234

単第0 -0028 表

1

m2 当り

機械構成比: 21.58% 労務構成比: 71.86% 材料構成比: 6.56% 市場単価構成比: 0.00% 標準単価: 174.53000

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
モータグレーダ 土工用・排2014 ブレード幅3.1m	17.28%		モータグレーダ 土工用・排2014 ブレード幅3.1m		MTPC00176 MTPT00176
<賃>ロードローラ(マカダム) 質量10～12t 排出ガス対策型(第1,2次基準値)	2.16%		ロードローラ [マカダム]質量10t～12t		KTPC00047 KTPT00047
<賃>タイヤローラ 質量13～14t 排出ガス対策型(2014年規制)普通・超低騒音	2.14%		<賃>タイヤローラ 質量13～14t		KTPC00074 KTPT00074
運転手(特殊)	35.31%		運転手(特殊)		RTPC00006 RTPT00006
普通作業員	14.55%		普通作業員		RTPC00002 RTPT00002
特殊作業員	11.35%		特殊作業員		RTPC00001 RTPT00001
土木一般世話役	10.65%		土木一般世話役		RTPC00009 RTPT00009
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油	6.56%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001

施工単価表

頁0 -0043

不陸整正
補足材料無し

SPK25040234

單第0 -0028 表

標準単価：¹

m2 当り
174.53000

機械構成比: 21.58% 労務構成比: 71.86% 材料構成比: 6.56% 市場単価構成比: 0.00%

[illegible]

施工単価表

頁0 -0044

表層(歩道部)
平均幅員1.4m以上

SPK25040247

単第0 -0029 表

1層当り平均仕上厚30mm

1

m2 当り

機械構成比: 2.44%

労務構成比: 22.87%

材料構成比: 74.69%

市場単価構成比: 0.00%

標準単価:

1,563.10000

代表機材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
アスファルトフィニッシャー クローラ型 舗装幅1.4～3.0m	1.82%		アスファルトフィニッシャー クローラ型 舗装幅1.4～3.0m		MTPC00052 MTPT00052
<賃>振動ローラ(搭乗・コンバインド式) 質量3～4t 排出ガス対策型(第1,2次基準値)低騒音	0.36%		振動ローラ(舗装用) [搭乗式コンバインド型] 質量3～4t		KTPC00009 KTPT00009
その他(機械)			その他(機械)		EK009
普通作業員	8.64%		普通作業員		RTPC00002 RTPT00002
特殊作業員	5.77%		特殊作業員		RTPC00001 RTPT00001
運転手(特殊)	3.91%		運転手(特殊)		RTPC00006 RTPT00006
土木一般世話役	2.10%		土木一般世話役		RTPC00009 RTPT00009
その他(労務)			その他(労務)		ER009
アスファルト混合物 細粒度(13)	71.46%		細粒度As混合物(13) [標準数量]平均仕上り厚40mm		TTPC00019 TTPT00294

施工単価表

表層(歩道部)
平均幅員1.4m以上
機械構成比: 2.44%
SPK25040247
1層当り平均仕上厚30mm
労務構成比: 22.87%
材料構成比: 74.69%
市場単価構成比: 0.00%
単第0 -0029 表
標準単価: 1,563.10000
1
m2
当り

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
アスファルト乳剤(JISK2208) アスファルト乳剤(浸透用) PK-4タックコート用	2.83%		アスファルト乳剤(JISK2208) アスファルト乳剤(浸透用) PK-4タックコート用		TTPC00027 TTPT00027
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油	0.36%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
その他(材料)			その他(材料)		EZ009
積算単価			積算単価		E9999
A=3 C=9 G=1 I=1 平均幅員1.4m以上 細粒度アスコン(13) -(全ての費用)			B=30 E=1 H=1 1層当り平均仕上り厚(mm) PK-4 -		
【アスファルト混合物単価】 1層当り平均仕上り厚(mm)/1000*(アスファルト混合物単価(円)+各種割増合計値) 1層当り平均仕上り厚(mm):30.000(mm)					

施工単価表

頁0 -0046

仮設材等(鋼矢板, H鋼, 覆工板, 敷鉄板等)運搬	S1000007
運搬距離 20km	製品長 12m以内

單第0 -0030 表

1 式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0047

基本運賃

運搬距離 20km

S1000009

製品長 12m以内 運搬質量 9.4t

單第0 -0031 表

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0048

積込み,取卸しに要する費用

S1000009

單第0 -0032 表

式 当り

[illegible]

令和 7 年 度

工事名：污水管理設（7-20-1）工事

参 考 図 書

- ・ 工事数量総括表（算出根拠）
 - ・ 数量計算書
 - ・ 積算資料
-
-
-
-
-
-

府 中 市 下 水 道 課

工 事 名	汚水管理設（7-20-1）工事					事 業 区 分	
						工 事 区 分	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 [前回]	数量 [今回]	数量 増減	摘 要	
管路(開削工法)		式		1.			
管きょ工(開削)		式		1.			
管路土工		式		1.			
管路掘削		m3		110.			
	機械掘削工(バックホウ)	m3		110.		【補助】	
管路埋戻		m3		90.			
	機械投入埋戻工(バックホウ)	m3		90.		【補助】	
発生土処理	自工区～仮置き場、L=0.5km以下	m3		100.			
	発生土運搬工(4t積級,機械積込み) D1D区間有 L=0.5km以下	m3		100.		【補助】 91.7/0.9	
埋戻土運搬	仮置き場～自工区 L=0.2km以下	m3		100.			
	積込(ルーズ) 土砂 小規模(標準)	m3		100.		【補助】	
	土砂等運搬 小規模 土砂 D1D区間有り 距離0.2km以下	m3		100.		【補助】	
発生土処理	自工区～処分場、L=3.0km以下	m3		5.			
	発生土運搬工(4t積級,機械積込み) D1D区間有	m3		5.		【補助】	
	受入費 砂・砂質土・礫質土	m3		5.		【補助】	
管布設工		式		1.			
硬質塩化ビニル管	管径150mm	m		46.2			
	硬質塩化ビニル管設置工 呼び径150mm	m		46.2		【補助】	
継手類		箇所		2.			
	マンホール用可とう継手 拡張バンドタイプ、塩ビ管径150mm	組		2.		【補助】	
マンホール削孔接続		箇所		1.			
	マンホール削孔費 0・1号(I種)塩ビ管用,径150用	箇所		1.		【補助】	
管基礎工		式		1.			
砂基礎	砂基礎	m3		14.			
	砂基礎工(機械施工)	m3		14.		【補助】	
	購入	m3		18.			
	購入土砂 運搬費含む	m3		18.		【補助】 14.4*1.2/0.95	
管路土留工		式		1.			
たて込み簡易土留	掘削深3.0m以下	m		47.			
	建込工(両側分) 掘削深3.0m以下	m		47.		【補助】	
	引抜工(両側分) 掘削深3.0m以下	m		47.		【補助】	
	仮設材質料 建込簡易土留 H=3.0m	式		1.		【補助】	

工 事 名	汚水管埋設（7-20-1）工事					事 業 区 分	
						工 事 区 分	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 [前回]	数量 [今回]	数量 増減	摘 要	
マンホール工		式		1.			
組立マンホール工		式		1.			
組立1号マンホール		箇所		1.			
	円形1号(内径900)I種 斜壁、600×900×600	個		1.		【補助】	
	円形1号(内径900)I種 管取付け壁、900×1800	個		1.		【補助】	
	円形1号(内径900)I種 底板	個		1.		【補助】	
	調整リング 600×50	個		1.		【補助】	
	調整金具 調整高45mmまで	組		1.		【補助】	
	底部工(組立式)(組立1号マンホール) 基礎砕石+インパート	箇所		1.		【補助】	
	底部工(組立式)(組立1号マンホール) インパート	箇所		1.		【補助】	
	組立マンホール工 1号（内径900mm）深さ3m以下	箇所		1.		【補助】	
	人孔鉄蓋（Φ600） T-14 おすい デザインマンホール	箇所		1.		【補助】	
取付管およびます工		式		1.			
管路土工		式		1.			
管路掘削		m3		4.			
	機械掘削工 小型バックホウ山積0.13m3(平積0.1m3)	m3		4.		【補助】	
管路埋戻		m3		4.			
	機械投入埋戻工 小型バックホウ山積0.13m3(平積0.1m3)	m3		4.		【補助】	
ます設置工		式		1.			
ます(塩化ビニル製)	ます径200mm	箇所		1.			
	ます設置工(塩化ビニル製) ます径200mm	箇所		1.		【補助】	
取付管布設工		式		1.			
取付管(硬質塩化ビニル管)	管径150mm	箇所		1.			
	取付管布設及び支管取付工 管径150mm 取付管長3m以上5m未満 本管:コンクリート製・陶製	箇所		1.		【補助】	
付帯工		式		1.			
舗装撤去工		式		1.			
舗装版切断	アスファルト舗装版厚15cm以下	m		3.			
	舗装版切断 アスファルト舗装版厚15cm以下	m		3.		【補助】	
舗装版破砕	アスファルト舗装版	m2		100.			
	舗装版破砕積込 アスファルト舗装版 障害無し 舗装版厚15cm以下	m2		100.		【補助】 t=3cm	
殻運搬処理	アスファルト塊 運搬距離3.5km以下(1.5km超)	m3		3.			
	殻運搬 舗装版破砕 DID区間有り 運搬距離3.5km以下(1.5km超)	m3		3.		【補助】 104.3*0.03	

工 事 名	汚水管理設（7-20-1）工事					事 業 区 分	
						工 事 区 分	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量 [前回]	数量 [今回]	数量 増減	摘要
殻運搬処理		受入費	t		7.		
		受入費 アス塊	t		7.		【補助】 104.3*0.03*2.35
舗装復旧工			式		1.		
不陸整正			m2		104.		
		不陸整正 補足材料なし	m2		104.		【補助】
表層(歩道部)		細粒度アスコン(13) t=3cm	m2		104.		
		表層(歩道部) 細粒度アスコン(13) t=3cm	m2		104.		【補助】
全工種共通仮設			式		1.		
仮設工			式		1.		
交通管理工			式		1.		
交通誘導警備員			人		16.		
		交通誘導警備員8	人		16.		【補助】
共通仮設			式		1.		
共通仮設費			式		1.		
運搬費			式		1.		
仮設材運搬			t		9.4		
		仮設材等(鋼矢板, H鋼, 覆工板, 敷鉄板等)運搬 運搬距離 20km、製品長 12m以内	式		1.		【補助】
技術管理費			式		1.		
土質試験費			式		1.		
		環境庁告示第46号溶出試験 六価クロム溶出試験費、試験方法I	式		1.		

令和 7 年 度

工事名：污水管埋設（7-20-1）工事

数 量 計 算 書

- ・ 管きょ工
 - ・ マンホール工
 - ・ 取付管ます工
 - ・ 付帯工
-
-
-
-
-

府 中 市 下 水 道 課

令和 7 年 度

工事名：污水管埋設（7-20-1）工事

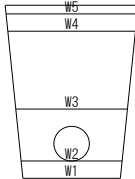
管 き よ 工 数 量 計 算 書

- ・ 管路土工
- ・ 管布設工
- ・ 管基礎工
- ・ 管路土留工

府 中 市 下 水 道 課

本管土工計算書（単条管施工）

※舗装厚 下段：既設

路線番号	マンホール番号 下流側 上流側	区 間 距 離 L (m)	管 種 管 径 d (m)	マンホール形式 控除延長		管 体 延 長 L-控除 L I (m)	土 質 区 分	舗 装 上			掘 削 深			掘削 勾配 N	掘削幅					掘削土砂		埋 戻 し		砂 基礎		砂 中 詰		備 考				
				種別	(m)			区分	表層 合計 +I (m)	路盤 合計 +2 (m)	下流 (m)	上流 (m)	平均 H (m)		W1	W2	W3	W4	W5	断面 A1 (m2)	数量 A1×L (m3)	断面 A2 (m2)	数量 A2×L (m3)	断面 A3 (m2)	数量 A3×L1 (m3)	断面 A4 (m2)	数量 A4×L1 (m3)	土留種類 施工機械	舗装種類 補助起債の別			
															(m)	(m)	(m)	(m)	(m)	(m)	(m)	(m)	(m)	(m)	(m)	(m)	(m)			(m)	(m)	(m)
20da	No. 20da-3 No. 20da-4	47.00	VU150	0.165	組立式1号 組立式1号	0.40 0.40	46.20	砂質土	未舗装				2.49	2.57	2.53		0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	2.28	107.2	1.95	91.7	0.09	4.2	0.22	10.2	たて込み簡易土留 BH0.28m3	未舗装 【補助】	
合計		47.00				46.20																107.2		91.7		4.2		10.2				
【補助】 【起債】 【市費】		47.00				46.20																107.2		91.7		4.2		10.2				
小計 (BH0.28m3)		47.00				46.20																107.2		91.7		4.2		10.2				
【補助】 【起債】 【市費】		47.00				46.20																107.2		91.7		4.2		10.2				
算定式 W2=2N×0.1+W1 W3=2N(0.2+d)+W1 W4=2N(H-T)+W1 ただし T=t1+t2 W5=2N(H+1)+W1 W6=2NH-W1 A1=1/2(W1+W5)×(H+1) A2=1/2(W3+W4)×(H+1-t2-0.2-d) A3=(W1+W2)/2×0.1 A4=(W2+W3)/2×(0.1+d)-π(d/2)^2																								砂 計 14.4 【補助】 14.4 【起債】 【市費】								
マンホール種類別減長								VU150	VU200	VU250	VU300																					
組立式0号								0.35	0.35	0.35	0.30																					
組立式1号								0.40	0.40	0.40	0.40																					
組立式2号								0.55	0.55	0.55	0.55																					
組立式3号								0.70	0.70	0.70	0.70																					
塩ビ受口								0.20	0.20	0.20	-																					
塩ビ差口								0.30	0.30	0.35	-																					
マルチ受口								0.20	0.20	0.20	-																					
マルチ差口								0.35	0.35	0.35	-																					

発生土

種別・細別		単位		地山土量				変化率	盛土量
				補助	起債	単独	合計	C	
管路掘削	土砂		m3	107.2	0.0	0.0	107.2	101.9	
	砂質土	C1	m3	107.2	0.0	0.0	107.2	101.9	91.7
	粘性土	C2	m3					0.90	91.7



発生土処分

種別・細別		単位		地山土量			
				補助	起債	単独	合計
管路掘削	土砂		m3	5.3	0.0	0.0	5.3
	砂質土	C1	m3	5.3	0.0	0.0	5.3
	粘性土	C2	m3	0.0	0.0	0.0	0.0
							0.0

流用土

種別・細別		単位		盛土量			
				補助	起債	単独	合計
管路埋戻	土砂		m3	91.7	0.0	0.0	91.7
	発生土		m3	91.7	0.0	0.0	91.7
	補足土		m3				0.0

⇒

補足土
地山換算
0.0

←

※補足土：別紙補足土単価比較表を参照。

※発生土処理について、別紙、発生土処理比較表参照。

本管布設工(材料)計算書

[illegible]

山 留 工 数 量 計 算 書

路 線 番 号	人孔番号	区 間 距 離 (m)	平 均 掘 削 深 (m)	矢 板 種 別	矢 板 長 (m)	矢 板 巾 (m)	施 工 方 法	支 保 工 (段)	掘 削 巾 (m)	摘 要
	下流側									
	上流側									
20da	No.20da-3 No.20da-4	47.00	2.53	たて込み簡易土留	3.0	2.50～3.00	たて込み		0.90	未舗装 【補助】
計		47.00								
山留工施工区間		47.00								

		合計		【補助】		【起償】		【市費】	
		L	A=H*L*2	L1	A1=H*L1*2	L2	A2=H*L2*2	L3	A3=H*L3*2
たて込み簡易土留	H= 1.50 m								
	H= 2.00 m								
	H= 2.50 m								
	H= 3.00 m	47.00 m	282.00 m2	47.00 m	282.00 m2				
	H= 3.50 m								
	H= 4.00 m								
計		47.00 m	282.00 m2	47.00 m	282.00 m2				

令和 7 年 度

工事名：汚水管理設（7-20-1）工事

マンホール工数量計算書

・ 1号組立マンホール

府 中 市 下 水 道 課

マンホール数量計算書

[illegible]

令和 7 年 度

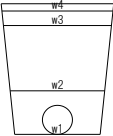
工事名：污水管埋設（7-20-1）工事

取付管およびます工数量計算書

- ・ 管路土工
 - ・ ます設置工
 - ・ 取付管布設工
-
-
-
-
-
-

府 中 市 下 水 道 課

取 付 管 土 工 計 算 書

路線番号	マノール番号 下流側 上流側	柵番号 氏 名	取付 延長 L 2 (m)	延長 控除 (m)	土工 延長 L 3 (m)	舗 装 T		本管土被り			公共柵 深 さ h 2 (m)	平均 掘削深 h (m)	取付管 外径 d (m)	掘削幅				掘削土砂		埋 戻 し		ます蓋		備 考 道路種類
						表層 合計	路盤 合計	下流側	上流側	平 均 h l (m)				w l	w 2	w 3	w 4	断面積 A l	数量 A l × L 3	断面積 A 2	数量 A 2 × L 3	塩ビ (個)	铸铁 (個)	
						t l (m)	t 2 (m)	(m)	(m)	(m)				(m)	(m)	(m)	(m)	(m 2)	(m 3)	(m 2)	(m 3)	(個)	(個)	
20da 左	No. 20da-4 No. 20da-4	1	3.00	0.45	2.55			2.24	2.24	2.24	2.20	2.22	0.165	0.55	0.60	0.99	0.99	1.71	4.4	1.69	4.3	1		【補助】 未舗装
合計			3.00																4.4		4.3	1		
【補助】 【起債】 【市費】			3.00																4.4		4.3	1		
内 国道設置 【補助】 【起債】 【市費】																								
算定式 $T=t1+t2$$w2=0.2*(0.l+d)+w1$$w3=0.2*(h-T)+w1$$w4=0.2*(h-t1)+w1$ 																								

掘削 (W l + W 4) / 2 × (平均掘削深－表層厚) × 土工延長
埋戻 (W l + W 3) / 2 × (平均掘削深－表層厚－路盤厚)－ (π × (管径/2)²) × 土工延長
平均掘削深→本管土被りの平均値と、公共柵深さと取付管土被り (公共柵深さ+取付延長*2%) の平均値を比較して小さい値
土工延長→取付延長から延長控除(本管掘削幅の1/2) をひいたもの

汚水枳及取付管路材料内訳表

枳番号		接続先種別	枳深(m)	取付管		枳	蓋		保護蓋				備 考
氏名	取付管径(mm)	縦枳深(m)	VU200施工箇所数	平均延長	φ 200設置箇所数	塩ビ製蓋	鋳鉄製蓋	内蓋	T8	T14	T25		
路線番号	左右別(上流→下流)	枳呼径(mm)	VU150施工箇所数										
下流側マンホール	本管枳端距離(m)		VU125施工箇所数	施工区分	φ 300設置箇所数								
上流側マンホール	取付管延長(m)		VU100施工箇所数										
			施工規模 個		施工規模 個	個	個	個	個	個	個		
I	VU150	2.20	VU150 1箇所		I	I						【補助】 組立マンホール接続	
	I65												
20da	左	200											
No. 20da-4													
No. 20da-4	3.00												
合 計			VU150 1箇所	3.00	I	I						φ 150 内組立マンホール接続 1箇所	
				3m以上5m未満									
			5箇所未満		5箇所未満								
【補助】			VU150 1箇所		I	I						φ 150 内組立マンホール接続 1箇所	
					5箇所未満								
【起債】													
					5箇所未満								

令和 7 年 度

工事名：污水管理設（7-20-1）工事

付 帯 工 数 量 計 算 書

- ・ 舗装撤去工
- ・ 舗装復旧工

府 中 市 下 水 道 課

[illegible]

[illegible]

[illegible]

種 別		復旧工											
細 別		表層											
規 格 ・ 寸 法		細粒度As t=3cm			A							摘要	
測 点	延長/箇所	断 面	平 均	数 量	断 面	平 均	数 量	断 面	平 均	数 量			
No.20e1-2 0.50	0.50	3.20	3.20	1.6							県道歩道As3-10	【補助】	
No.20e1-2		3.20											
No.20e1-2	8.60	3.20	3.30	28.4							県道歩道As3-10	【補助】	
No.20da-1		3.30											
No.20da-1	22.50	3.30	3.30	74.3							県道歩道As3-10	【補助】	
No.20da-1 +22.50		3.30											
合計	31.60			104.3									
【補助】	31.60			104.3									
【起債】													